

丹波市雇用奨励金について（R5.4.17改正）

【 目 的 】

新たに丹波市内に施設を新設、増設または移設した企業が、その新設、増設または移設した施設で、市内在住者を新たに継続雇用していることに対して、補助金を交付する制度です。

【 対 象 】

新たな施設を設置若しくは既存施設を拡張し、下記の要件を満たした事業者

適用要件等	優遇内容	適用期間
①施設（土地、建物、償却設備）を総額 5,000 万円以上かけて <u>新設</u> した企業において、常時雇用（9ヵ月以上継続していること。）する市内在住者が新規に3人以上増加した場合	1人につき50万円 〔限度額：2,000万円〕	該当施設の操業開始後2年以内 〔申請回数〕 新設、増設、移設1回につき1回限り
②施設（土地、建物、償却設備）を総額 1,000 万円以上かけて <u>増設</u> <u>又は移設</u> した企業において、常時雇用（9ヵ月以上継続していること。）する市内在住者が新規に1人以上増加した場合		

注）「新設」：市内に事業所を有しない事業所が、新たに市内に施設等を設置すること

「増設」：市内で操業している事業所が、事業規模を拡大する目的で市内の既存の施設を拡張、又は市内の別の場所に施設等を設置すること

「移設」：市内で操業している事業所が、事業規模を拡大する目的で市内の既存の施設を廃止し、市内の別の場所に施設等を設置すること

「常時雇用」

企業の就業規則等に定める正社員であって、次の要件のいずれにも該当する者をいう。

- ①新設又は増設又は移設した工場等において常時勤務する者であること
- ②国民年金法第7条第1項第2号に規定する被保険者であること
- ③雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であること
- ④雇用期間の定めのない者であること

【申請手続き】

①新設・増設・移設した施設が完成・操業開始



②新設・増設・移設に伴う市内在住の新規雇用者（正社員）の雇用期間が9ヵ月以上経過

※申請方法や要件の確認など、担当課までご相談ください。



③補助金の交付申請

該当施設の操業開始後2年以内

（参考）提出書類は「補助金交付申請書」のほか、下記のとおりです。

- ・会社概要のわかる資料（企業等概要書、登記事項証明書、就業規則等）
- ・納税証明書（発行から1ヶ月以内）
- ・施設等の設置費用を証する書類（見積り、請求書、領収書など）
- ・新設等した施設、設備などの図面
- ・新規常時雇用者の名簿
- ・新規常時雇用者の住民票（写）
- ・新規常時雇用者の雇用契約書（写）
- ・新規常時雇用者の9ヶ月以上継続雇用を証する書類（タイムカードの写し等）
- ・事業所別被保険者台帳
- ・新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
- ・事業所別被保険者記録一覧表 等〔厚生年金〕



④審査及び交付決定

書類審査及び補助金交付決定後に、交付決定通知書と補助金請求書を送付しますので、同請求書に必要事項を記入のうえ、商工振興課まで提出ください。



⑤補助金の交付

振込日等が決定しましたら通知しますので、振込み後に通帳記帳等で確認ください。

お問い合わせ先 : 丹波市 産業経済部 商工振興課 企業誘致係
〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地
Tel (0795) 74-1464 Fax (0795) 74-3005